

申 請

平成 23 年 6 月 15 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人 殿

福島県知事  
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 23 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。

- (1) 福島県県北地方において産出されたアブラナ科の花蕾類
- (2) 福島県相双地方において産出されたアブラナ科の花蕾類

2 解除を申請する理由

平成 23 年 5 月 23 日から 6 月 13 日までに福島県県北地方及び福島県相双地方の各地で実施した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

## アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限解除計画（福島県県北地方）

### 1 出荷制限を解除する範囲

福島県県北地方

（福島市、川俣町（山木屋の区域を除く。）、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市）

### 2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

県北地方において、この時期生産が行われている品目のブロッコリーを検査対象品目として選定して、出荷のある市町村で毎回2市町村以上検査を実施し、結球性葉菜類の出荷制限・摂取制限を解除する。

### 3 解除後の出荷管理計画

#### （1）出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除する県北地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

## (2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目について、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

## (3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の出荷制限解除となった地方以外のブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類について出荷制限が引き続き指示されていることを周知するとともに県北地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

## (4) 解除後のモニタリング計画

解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、ブロッコリー等の出荷が見込める時期まで、出荷のある市町村において検査を実施する。

また、秋にはブロッコリーの出荷が見込まれ、出荷前に検査を行うこととする。

## (5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「県北」ブロッコリー検査実績及び計画

分析機関

財団法人 日本分析センター

野菜類

暫定規制値	Cs	I
(ベクレル/kg)	500	2000

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			5月23日		5月30日		6月6日	
県北	露地施設	福島市	ND	ND				
	露地施設	川俣町			ND	ND		
	露地施設	伊達市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	桑折町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	国見町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	二本松市			ND	ND		
	露地施設	大玉村	ND	ND				
	露地施設	本宮市			ND	ND		

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

地域	栽培形態	市町村	解除計画後					
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			6月13日		6月20日		6月27日	
県北	露地施設	福島市	ND	ND	-	-	-	-
	露地施設	川俣町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	伊達市	-	-	-	-	-	-
	露地施設	桑折町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	国見町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	二本松市	-	-	-	-	-	-
	露地施設	大玉村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	本宮市	-	-	-	-	-	-

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

※出荷が見込まれる秋以降に分析を行う。

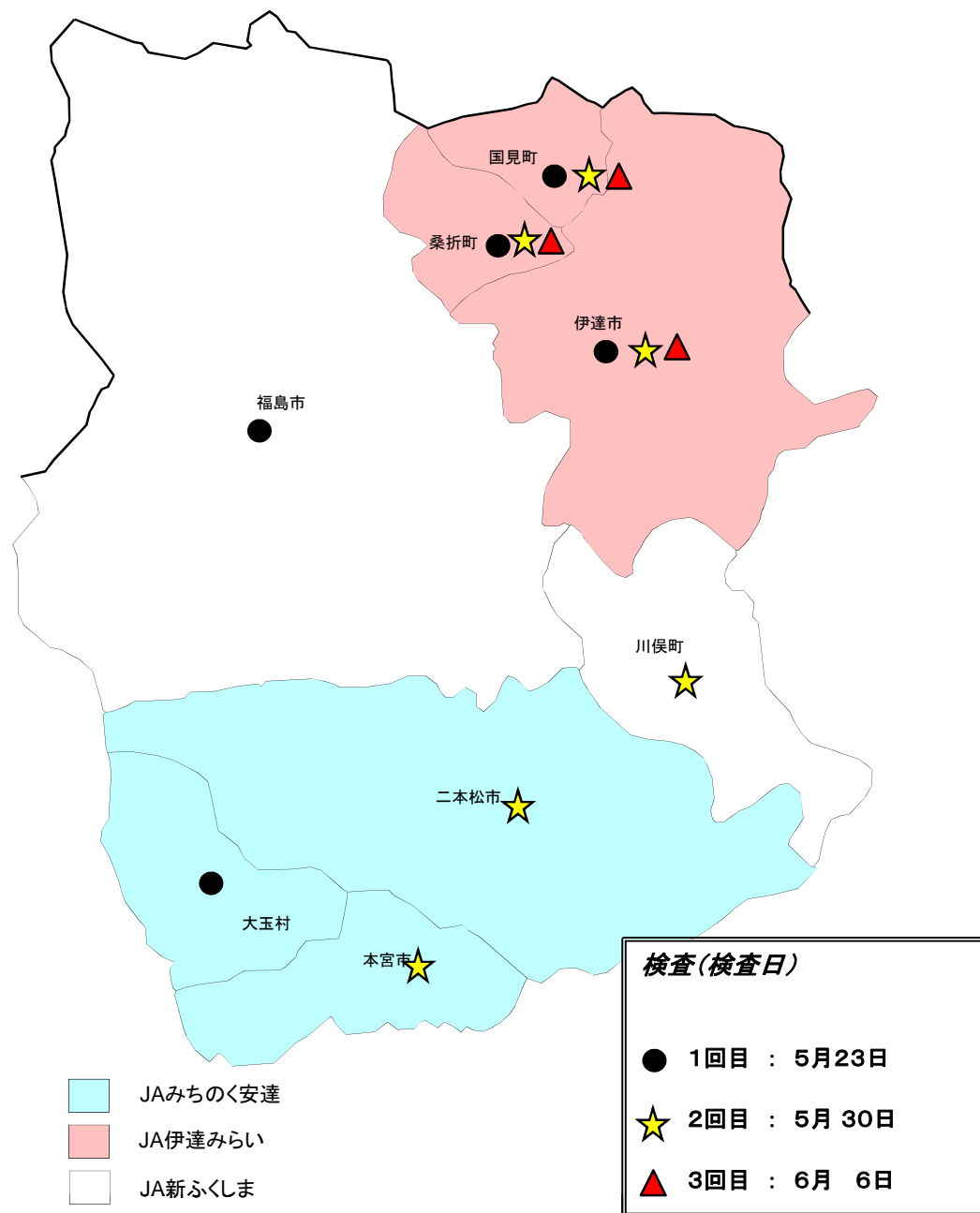
(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
福島市	新ふくしま農業協同組合	福島市、川俣町	ブロッコリー等アブラナ科花蕾類
伊達市	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ブロッコリー等アブラナ科花蕾類
二本松市	みちのく安達農業協同組合	二本松市、本宮市、大玉村	ブロッコリー等アブラナ科花蕾類

県北地方「ブロッコリー」モニタリング計画

(別添3)



■ブロッコリー生産状況

市町村名	作付面積 ① ha	収穫量 ② t	出荷量 ③ t	検査対象 市町村
福島市	11	121	62	○
二本松市	3	28	12	○
伊達市	10	110	65	○
本宮市	1	12	6	○
桑折町	2	18	10	○
国見町	1	10	4	○
川俣町	1	13	6	○
福島市(飯野町)	1	8	4	○
大玉村	1	6	4	○
<b>地方合計</b>	<b>31</b>	<b>326</b>	<b>173</b>	
<b>県合計</b>	<b>640</b>	<b>6,000</b>	<b>5,220</b>	

※平成18年度農林水産統計資料

県北地方における検査の割合100%

$$\left[ \begin{array}{l} \text{検査の} \\ \text{割合} \end{array} \rightarrow \frac{\text{検査対象市町村の出荷量}}{\text{県北地方の出荷量}} \right]$$

(参考)

## 出荷制限品目に係る出荷管理対策等について

平成23年6月15日

福島県

平成23年3月23日付けの原子力災害対策本部長の指示に基づき、県は、アブラナ科の花蕾類について、出荷制限等を要請していましたが、一部の出荷団体、生産者が出荷していたことを確認しました。

このため、県は、当該出荷団体、生産者に対して厳重注意し、出荷管理体制の再点検及び出荷管理の徹底を要請しました。

また、現地巡回調査を実施するとともに、出荷制限等の状況及び出荷管理の再確認について、全市町村、関係機関等へお願いし、再発防止に努めて参ります。

### 1 事案の内容

#### (1) JAみちのく安達(販売店：イオンリテール株式会社)における出荷制限品目に係る販売事案

ア 6月6日、イオンリテール株式会社イオン郡山フェスタ店内(郡山市)のJAみちのく安達インショップ店で出荷制限の対象となっている本宮市産のカリフラワーが出荷されていた。

イ カリフラワーは、本宮市の1戸の農家から、6月1日と6月4日の2回、9個ずつ、計18個がJAみちのく安達を通じて出荷されていた。

#### (2) 有限責任事業組合ゆいまある(販売会主催者：特定非営利活動法人まごっせKORIYAMA)における出荷制限品目に係る販売事案

ア 6月5日、「まごっせマーケット」(郡山市)において、出荷制限の対象となっている伊達市産のブロッコリーが販売された。

イ ブロッコリーは、二本松市の「有限責任事業組合ゆいまある」が、出荷制限対象区域の伊達市の生産者から仕入れたもので、当日、40個が販売された。

なお、当該生産者からの出荷先は有限責任事業組合ゆいまあるの40個のみ。

### 2 発生の要因

#### (1) JAみちのく安達

ア 県主催の出荷制限等に係る説明会や県から発出される情報について、組合員が理解しやすい資料の作成や周知の確認等が不十分であったため、出荷制限の必要性等について生産者は十分理解していなかった。

イ JAは、担当者間における、出荷制限品目や確認作業に関する情報の共有化が不足していたため、担当者相互のチェック作業が欠落した。

#### (2) 有限責任事業組合ゆいまある

ア 有限責任事業組合へ出荷した生産者は、ブロッコリーが出荷制限品目であることは認識していたが、サーベイメーターにより測定した結果から自己判断により出荷した。

イ 有限責任事業組合は、青果物を扱った実績がなく、荷受商品の確認を十分行わないまま、出荷者からの販売要請を受け入れた。

### 3 事実判明後の県の対応

- (1) 6月7日
  - ・生産者を含め適正な出荷管理の徹底が図られるよう市町村、JA等関係団体等へ注意喚起の文書を発出。
  - ・JAみちのく安達に対して文書により嚴重注意し、出荷管理体制の再点検及び出荷管理の徹底を要請するとともに、現地確認を実施。
- (2) 6月8日
  - ・県北地方のJA、直売所等における出荷制限品目の出荷状況を確認。
- (3) 6月9日
  - ・生産者を含めて適正な出荷管理の徹底が図られるよう市町村、JA等関係団体等へ注意喚起の文書を発出。
- (4) 6月10日
  - ・県内JAや流通業者等における出荷制限品目に関する総点検を6月14日までに実施するよう県農林事務所へ通知。
  - ・有限責任事業組合ゆいまあるへの出荷者に対する現地調査を実施。
  - ・有限責任事業組合ゆいまあるに対する荷受時における適正管理の徹底を要請。
- (5) 6月13日
  - ・有限責任事業組合ゆいまある及び生産者に対し文書で嚴重注意し、管理体制の強化を要請。

### 4 今後の対応

- (1) モニタリング検査結果公表の都度、出荷等制限品目のマスコミへの提供を行うとともに、ホームページへ掲載し、さらに、関係機関、団体等に対して出荷管理の適正化について通知する。

特に、出荷制限品目及び区域に関する内容については、わかりやすい情報の提供に努める。
- (2) 出荷制限品目が流通しないよう、当分の間、県農林事務所が週1回程度、管内の卸売市場、直売所にJAを加えて巡回し、出荷制限対象品目の出荷状況や表示状況等を直接確認し、必要な指導を実施する。
- (3) 出荷制限区域の生産者に対しては、出荷制限品目を出荷した場合は、当該地域はもとより県産農産物全体の安全性について消費者の信頼が失われることを十分に理解してもらうため、出荷制限品目に関する情報を作成し、6月第3週に全戸配布することにより、出荷制限の趣旨及び状況について再確認を促す。
- (4) イベントの開催情報を収集し、農林水産物の販売が行われる場合は、イベントの主催者に対して出荷制限品目や摂取制限に関する情報を提供し、出荷制限品目の流通を防止する。
- (5) 解除計画に基づく産地表示等の出荷管理の対策について、市町村、関係機関、団体、卸売業者に改めて周知徹底を図るため、6月第3週から説明会を開催する。



アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限解除計画  
(福島県相双地方)

1 出荷制限・摂取制限を解除する範囲

福島県相双地方のうち新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域及び、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津、原町区大原字和田城を除く。）

2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

相双地方において、この時期出荷が行われている品目のブロッコリーを検査対象品目として選定して、出荷のある市町で毎回2か所以上検査を実施し、アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限を解除する。

3 解除後の出荷管理計画

(1) 出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除する相双地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コード等を掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

## (2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目について、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

## (3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の制限解除となった地域以外のアブラナ科の花蕾類で出荷制限等が引き続き指示されていることを周知するとともに、相双地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

## (4) 解除後のモニタリング計画

ア 解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、ブロッコリー等の出荷が見込める時期まで、出荷のある市町において検査を実施する。

また、秋にはブロッコリーの出荷が見込まれ、出荷前に検査を行うこととする。

イ 南相馬市の緊急時避難準備区域は、解除後に1点以上検査を実施する。

## (5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「相双」ブロッコリー検査実績及び計画

野菜類		
暫定規制値	Cs	I
(ベクレル/kg)	500	2000

分析機関

財団法人 日本分析センター

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			5月31日		6月7日		6月13日	
相双	露地施設	南相馬市	9.3	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	相馬市	ND	ND	14	ND	ND	ND
	露地施設	新地町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	飯館村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	広野町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	楢葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	富岡町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	川内村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	大熊町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	双葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	浪江町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	葛尾村	-	-	-	-	-	-

} 解除申請区域

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

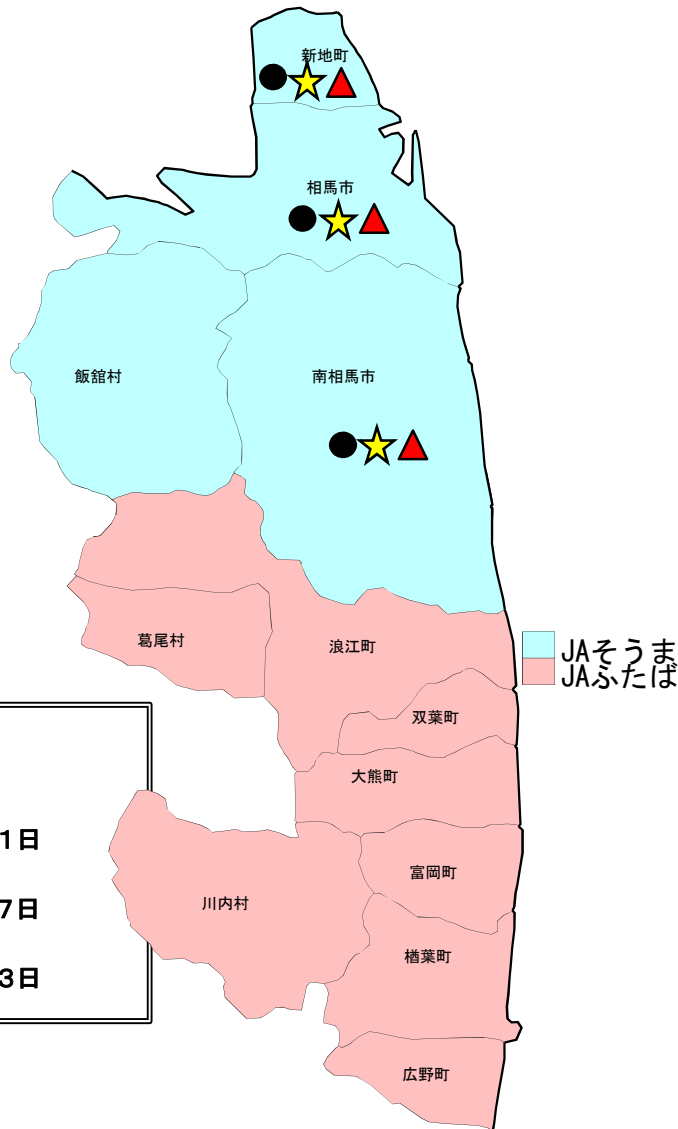
地域	栽培形態	市町村	解除後のモニタリング計画					
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			6月20日		6月27日		7月4日	
相双	露地施設	南相馬市	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	相馬市	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	新地町	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	飯館村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	広野町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	楢葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	富岡町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	川内村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	大熊町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	双葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	浪江町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	葛尾村	-	-	-	-	-	-

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のブロッコリーのない市町村

(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
南相馬市	そうま農業協同組合	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村	ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類
南相馬市	原町中央青果市場野菜生産組合	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村	ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類



**検査(検査日)**

- 1回目 : 5月31日
- ★ 2回目 : 6月 7日
- ▲ 3回目 : 6月13日

■ブロッコリー生産状況

市町村名	作付面積 ① ha	収穫量 ② t	出荷量 ③ t	検査対象 市町村
相馬市	11	70	52	○
南相馬市	170	1,200	1,090	○
新地町	4	34	27	○
広野町	1	8	5	
榑葉町	2	15	8	
富岡町	4	24	19	
川内村	1	3	2	
大熊町	3	17	11	
双葉町	4	28	19	
浪江町	12	78	61	
葛尾村	1	3	1	
飯館村	37	316	292	
<b>地方合計</b>	<b>250</b>	<b>1,796</b>	<b>1,587</b>	
解除申請区域計	185	1,304	1,169	
<b>合計</b>	<b>640</b>	<b>6,000</b>	<b>5,220</b>	

解除申請区域

※平成18年度農林水産統計資料

相双地方(解除申請区域)における検査の割合100%

$$\left[ \frac{\text{検査の割合}}{\text{検査対象市町村の出荷量}} \rightarrow \text{相双地方(解除申請区域)の出荷量} \right]$$